

## 誘客活動事業の実施について（追加募集）

区分	（１）受入支援	（２）プロモーション支援
対象事業	県内外の旅行代理店や団体等が事前視察やモニターとして訪れる際の、宿泊及び体験に係る経費を支援。	県外の旅行代理店等へプロモーション活動を行う際の移動に係る経費を支援。ただし、自組織だけでなく、県全体の農泊PRも行うこととする。
対象経費	体験料、農林漁業体験民宿などの農泊施設の宿泊費。（体験料や宿泊費を受入側が一部又は全額負担した分に対して助成を行うもの。）	県外における誘客活動を行う際の１人分の交通費及び宿泊費。 ただし宿泊費は九州内（沖縄除き）は対象外。
助成額	以下の単価を上限とした額 ・体験のみの誘致 10,000 円 ・農林漁業体験民宿を伴う誘致 20,000 円 誘致メニューの重複不可	上限 50,000 円。 宿泊費は、県の旅費規定に準じて上限付き実費支給とします。 宿泊する都道府県に応じて宿泊費支給上限額が変動します。
協議会予算額	15 万円 (体験のみ：5 万円, 宿泊：10 万円)	10 万円

### 【手続きの流れ】

事業計画の検討



<（１）受入支援の領収書について>

団体から視察先への後日経費振込を想定。

県 領収書額を団体に助成          団体 モニター先に振込み

応募申請      提出期限：令和 8 年 6 月 2 4 日（水）必着

幹事会での選考（書面審査）      開催日：令和 8 年 7 月      長崎県庁会議室

必要書類への押印を省略しますが、「交付請求書」に関しては、

押印の代わりに、必ず、「発行責任者」と「担当者」の記名をお願いします。

<（２）プロモーション支援 採択の考え方>

誘客先の範囲が広い、多くの会員に共通する、など効果の高いものから採択。

ただし、過去の採択状況を考慮し、新規団体を優先する。

採択（交付決定）通知、（２）プロモーション支援については「長崎県農泊PRパンフレット」を事務局より送付。

交付決定通知（総会で事業予算承認後）

事業実施      交付決定通知日～令和 9 年 2 月 2 8 日（日）

実績報告      事業終了後 1 ヶ月以内

経費のわかる領収書等、写真、成果物、報告書（プロモーション支援のみ）の提出が必要です。

（２）プロモーション支援の交通費の領収書については、ネット予約であれば決裁画面、領収書のない路線バスなどはネット上の運賃表など柔軟に対応します。不明な点は事前にお問合せください。

次年度総会での成果報告（資料掲載）      令和 9 年 5 月頃（長崎市内）